

え る 国保会計



～特定健康診査(特定健診)について～

令和5年度の特定健康診査(以下、特定健診)を、町内の地域ごとの集団健診と医療機関などで受診する個別健診(人間ドックを含む)で実施します。

特定健診の受診には「受診券」「問診票」が必要になりますので、「集団健診」の実施日に合わせて対象地域ごとに発送します。かかりつけの医療機関や人間ドックなどで「個別健診」により受診される場合も、「受診券」「問診票」が必要です。国保係(☎43-2800)までご連絡ください。

※人間ドックでは、特定健診の受診券を提示することで、検査項目の一部を特定健診におきかえる事ができ、費用が低く抑えられる場合があります。

■対象者

40歳から74歳の黒潮町国保に加入している方
(妊産婦・長期入院などの場合を除く)

■受診できる期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

■受診できる場所

集団健診

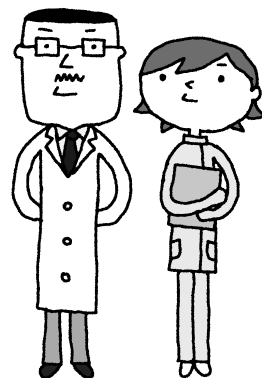
町内各地域

個別健診

医療機関

または

人間ドック実施機関



- ・ 集団健診：5月から各地域で順次実施します。
(詳しくは、広報に記載する「健康カレンダー」でご確認ください。)
- ・ 個別健診：「かかりつけの医療機関」、または「人間ドック」で受診できます。
特定健診はすべての医療機関で受けられるということではないので、
詳細については医療機関または国保係までお問い合わせください。

■受診に必要なもの

①国保の保険証 ②受診券 ③問診票

■個人負担金 無料(人間ドックの差額分は自己負担)。ただし、年度中に2回以上受診した場合は、個人負担金(実費)をお支払いしていただきますのでご注意ください。

健診当日に倦怠感や咳などの風邪症状がある場合や体調が普段と違う場合は受診をご遠慮ください。体調が回復してから、ほかの健診会場や病院での個別受診をお願いします。

～「若者健康診査」について～

黒潮町国民健康保険では、今年度も20～39歳の国保加入者を対象に「若者健康診査」(以下、若者健診)を実施します。若者健診は、生活習慣病予防を目的とした特定健診と同じ内容の健診で、国保の方なら受診できます。生活習慣病は自覚症状がありません。若い世代から自分の体の状態を知っておくことが健康維持につながります。年に1回の健診を受診しましょう。

■**対象者** 20歳から39歳の黒潮町国保に加入している方
※令和5年度内に40歳になる方は、特定健診の対象となります。

■**受診できる期間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

■受診できる場所

- ・ 集団健診：5月～10月に各地域で実施する特定健診の会場
(詳しくは、広報に記載する「健康カレンダー」でご確認ください。)
- ・ 個別健診：拳ノ川診療所 (☎55-7111) 佐賀診療所(☎55-2037)
大方クリニック(☎43-2255)

電話で事前予約をお願いします。

■受診に必要なもの

- ①国保の保険証 ②受診券 ③問診票

※②と③は、お住まいの地区の集団健診の実施日に合わせてお送りします。

■**健診内容** 身体測定(身長・体重など)、血圧測定、尿検査、血液検査、問診、診察

■**個人負担金** 無料。ただし、年度中に2回以上受診した場合は、個人負担金(実費)をお支払いしていただきますのでご注意ください。

特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症など)の発症・重症化を予防することを目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施しています。生活習慣病によるリスクに内臓脂肪型肥満が加わった状態(メタボリックシンドローム)が長く続くと、動脈硬化が進行し、やがて脳卒中や心筋梗塞などの致命的な病気になる可能性が大幅に増えるといわれています。

～新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について～

令和2年1月1日から令和5年3月31日までの適用期間が、令和5年5月7日まで延長となりました。

○特定健診と若者健診についてのお問い合わせ
本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836
佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373

○傷病手当金についてのお問い合わせ
本庁 住民課 国保係 ☎43-2800